



2025 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ デ ミ ー
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 石川 聡彦
(コード番号：5577 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執行役員 コーポレート本部本部長 新原 侑介
(TEL 03-6868-0998)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2025 年 9 月 12 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社が、2025 年 9 月 12 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、アクセンチュア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に対して要請する予定とのことでした。

そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、本公開買付けの結果、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となったため、本株式併合は行われなかったこととなりました。このため、2025 年 9 月 12 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本臨時株主総会は開催せず、本臨時株主総会に係る基準日につきましても利用しないこととなりましたので、これを取り消すことといたしました。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2019 年 6 月 27 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（行使期間は 2021 年 6 月 28 日から 2029 年 6 月 27 日まで）
- ② 2020 年 5 月 28 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（行使期間は 2022 年 5 月 30 日から 2030 年 5 月 28 日まで）
- ③ 2020 年 5 月 28 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（行使期間は 2022 年 9 月 1 日から 2032 年 5 月 31 日まで）
- ④ 2021 年 6 月 15 日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（行使期間は 2023 年 6 月 16 日から 2031 年 6 月 7 日まで）
- ⑤ 2021 年 6 月 15 日開催の当社臨時株主総会決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（行使期

間は2021年6月21日から2031年6月20日まで)

以上